

居宅介護支援
介護予防支援
契約書別紙（兼重要事項説明書）

居宅介護支援

介護予防支援

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援・介護予防支援（「以下、指定居宅介護支援となる」）の提供開始にあたり、旭川市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 はんど
主たる事務所の所在地	〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目1番8号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 久世 昭宏
設立年月日	平成25年3月28日
電話番号	0166-74-5111

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所 はる	
サービスの種類	居宅介護支援・介護予防支援	
事業所の所在地	〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目1番2号	
電話番号	0166-56-2996	
指定年月日・事業所番号	平成27年5月1日指定	0172906240
管理者の氏名	大畑 由香	
通常の事業の実施地域	旭川市、東神楽町（介護予防支援は旭川のみ）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 運営に関する基準

居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」と略します）の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の

紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって占める割合について文書を交付して説明を行うとともに介護サービス情報公表制度において公表します。

5. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 久世 昭宏
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後5時まで

10. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	3 人	0 人	3 人

11. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

令和6年4月1日～

居宅介護支援費(Ⅰ)・介護予防支援費 居宅介護支援費(Ⅱ)を算定していない場合

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
介護予防支援費	要支援1・2	4,720 円	無 料	4,720 円
居宅介護支援費(Ⅰ) 〈取扱件数が40未満又は40以上である場合において40未満の部分〉	要介護度1・2	10,860 円		10,860 円
	要介護度3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費(Ⅱ) 〈取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分〉	要介護度1・2	5,440 円		5,440 円
	要介護度3・4・5	7,040 円		7,040 円
居宅介護支援費(Ⅲ) 〈取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分〉	要介護度1・2	3,260 円		3,260 円
	要介護度3・4・5	4,220 円		4,220 円

居宅介護支援費(Ⅱ)・介護予防支援費 一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む)の活用又は事務職員の配置を行っている場合

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
介護予防支援費	要支援1・2	4,720 円	無 料	4,720 円
居宅介護支援費(Ⅰ) 〈取扱件数が45未満又は45以上である場合において、45未満の部分〉	要介護度1・2	10,860 円		10,860 円
	要介護度3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費(Ⅱ) 〈取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分〉	要介護度1・2	5,270 円		5,270 円
	要介護度3・4・5	6,830 円		6,830 円

居宅介護支援費（Ⅲ） <取扱件数が45以上である場合に おいて、60以上の部分>	要介護度1・2	3,160円	3,160円
	要介護度3・4・5	4,100円	4,100円

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院等に入院する際に、病院等に必要情報を入院後3日以内に提供した場合（1月につき1回を限度）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院等に入院する際に、病院等の職員に対し必要情報を入院後7日以内に提供した場合（1月につき1回を限度）	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	カンファレンス 参加なし 参加あり 1回4,500円 6,000円 2回6,000円 7,500円 3回 9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において、医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回を限度）	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員2名以上を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	5,190円
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>一部</u> 満たした場合	4,210円
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3,230円
特定事業所加算（A）	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	1,140円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得し、退院・退所加算の算定に医療機関等と連携を年間35回以上行い、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定の要件を満たした場合	1,250円

ターミナルケア マネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対して、24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制の整備等一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	4,000円
特別地域 居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円

12. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名： 大畑 由香

連絡先（電話番号）： 0166-56-2996

14. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0166-56-2996 面接場所 当事業所の相談室 担当者 大畑 由香
---------	--

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	旭川市役所長寿社会課	電話番号 0166-26-1111
--------	------------	-------------------

	東神楽町役場健康ふくし課	電話番号 0166-83-5403
	北海道国民健康保険団体連合会	電話番号 011-231-5175

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。